

毎週火、金曜日発行（但休日に当る）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
（翌日）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県公報発行規則の一部改正
- ◇告示 指定医師の取消
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 昭和三十三年度市町村農業共済組合専任職員資格試験合格者

## 規則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五

十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（配付）

第五条 公報は次の箇所に対して配付する。

- 一 本庁各部課
- 二 各庁
- 三 県議会議員
- 四 県議会事務局
- 五 県監査委員事務局
- 六 県選挙管理委員会事務局
- 七 県人事委員会事務局
- 八 県教育委員会事務局
- 九 県公安委員会、県警察本部各課及び警察学校
- 十 陸運事務局
- 十一 電氣局
- 十二 境港管理組合
- 十三 各市町村及び各市町村議会
- 十四 各都道府県及び各都道府県議会

十五 その他特に必要と認められた箇所  
 第六条第三項中「百元」を「二百二十円」に改める。  
 第八条中「地方事務所」を削る。  
 第九条中「回付」を「送付」に改める。  
 第十条中「鳥取県印刷所」の上に「会計課長を総出し」を加え、「回付」を送付に改める。  
 第十条の二を次のように改める。  
 (増刷、抜刷)

第十条の二 主管課において公報の増刷又は抜刷を必要とするときは、原稿送付の際に、別記第二号様式の増刷(抜刷)依頼書を総務課長に提出しなければならぬ。  
 別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式

昭和 年 月 日

総務課長 殿 課長 印

県公報増刷(抜刷)について(依頼)

昭和 年 月 日 鳥取県訓令第 号 登載の県  
 規則  
 告示  
 公告  
 公報 部増刷(抜刷)願います。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び第六条第三項の改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定による指定医師を次のとおり取り消す。

昭和三十四年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定診療科名	氏名	住 所	取消年月日
内科	西内 道雄	鳥取市三津八七六 国立鳥取養護所内	昭和三十四年二月一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日 時 昭和三十四年三月二十六日午前十一時

昭和三十四年三月二十九日午前十一時

昭和三十四年三月三十日午前十時

二場 所 鳥取県教育委員会会議室

三議 題 1 教育関係職員人事について

公 告

昭和三十三年度市町村農業共済組合専任職員資格試験に合格したものは、次のとおりである。

昭和三十四年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事務の部

技術の部

松本 康江	小谷 繁治	石亀 珠美
大田 裕巳	森田 陽子	長谷川嘉章
福田 良作	岸田 絢子	西村 卓
森田 法子	河上 順喜	長谷川邦善
小椋 敏弘	小原 康正	小泉健一郎
田子川一正	谷口 亨	臼淵 愿
平井 竜雄	平尾 久	細谷 明功
松本 和三	松本 良	山田 厚弘
八本 諭吉	八幡 隆康	横野 和也
森田 晴野	保田 徹	中島 紀寛
若林 勲	中村 鞆彦	段塚 傑